

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等（第2条—第6条）

第2節 排出事業者等の講ずべき措置（第7条—第13条）

第3章 再生利用業者の指定（第14条—第21条）

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手続

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等（第22条—第25条）

第2節 事業計画協議（第26条—第43条）

第5章 雑則（第44条—第48条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 産業廃棄物の適正な処理に関する規制

第1節 産業廃棄物の処理等に関する基準等

（産業廃棄物の処理等に関する基準）

第2条 条例第6条の規則で定める産業廃棄物の処理等に関する基準は、次のとおりとする。

（1） 地盤面を掘り下げ、又は地中にある空間を利用して産業廃棄物を保管するときは、次によること。

ア 底面及び側面を不浸透性の材料で覆うこと。

イ 屋根、覆いその他保管の場所に雨水等が入らないようにするための設備を設けること。

（2） 産業廃棄物を保管するときは、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

（木くずの保管期間）

第3条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

2 条例第8条第1項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1） 産業廃棄物の処理施設において、処分又は再生のための保管を行う場合

（2） 容器を用いて保管する場合

（3） その他知事が特に必要と認めた処分又は再生のための保管を行う場合

（木くずチップの保管期間）

第4条 条例第8条第2項の規則で定める期間は、180日とする。

2 条例第8条第2項ただし書の規則で定める場合は、次のとおりとする。

（1） 容器を用いて保管する場合

（2） 畜産業を営む者が、畜産業の用に供するために保管する場合

（木くずチップの保管に関する基準）

第5条 第2条第1号及び第2号並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第8条第1号（ロの（2）の（ロ）を除く。）から第3号までの規定は、条例第8条第3項の規則で定める保管に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「産業廃棄物」とあるのは、「木くずチップ」と読み替えるものとする。

（木くずチップの使用に関する基準）

第6条 条例第9条の規則で定める使用に関する基準は、次のとおりとする。

（1） 次に掲げる木くずチップは、使用しないこと。ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあっては、この限りでない。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の新築、改築又は除去に伴い生じた木くずを切断し、破砕し、又は粉砕した木くずチップ
 - イ 廃棄物が混入し、又は付着した木くずチップ
 - ウ 長さが10センチメートルを超える木くずチップ
- (2) 雑草の防除又は植物の生育の保護若しくは促進のために木くずチップを使用するときは、10センチメートル以下の厚さでを使用すること。ただし、知事が生活環境の保全上の支障がないと特に認めた木くずチップの使用にあつては、この限りでない。
- (3) 路面の保護、遊具の安全対策、緑化による法（のり）面の保護等のために木くずチップを使用するときは、次によること。
- ア 使用する箇所を明確に区分すること。
 - イ 使用する範囲及び厚さは最低限必要なものとする。
 - ウ 使用する木くずチップの飛散又は流出を防止するための措置を講ずること。
- (4) スキー場のグレンデにおいては、前号に規定する場合を除き、木くずチップを使用しないこと。

第2節 排出事業者等の講ずべき措置

（排出事業者の講ずべき措置）

第7条 排出事業者は、条例第11条第2項に規定する場合には、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（以下「支障の除去等の措置」という。）を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、排出事業者措置内容報告書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

（建設工事の規模）

第8条 条例第14条第1項の規則で定める建設工事は、その規模が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成12年政令第495号）第2条第1号又は第2号に掲げる建設工事の規模に関する基準以上のものとする。

（工事発注事業者の確認）

第9条 条例第14条第1項の規定による確認は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。

- (1) 建設工事の請負契約の締結の前 次に掲げる事項
 - ア 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の適正な処理に通常要する費用
 - イ 建設工事に伴い生じる産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程において収集若しくは運搬又は処分を行う者に関する次に掲げる事項
 - (ア) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可の番号又は条例第20条第1項の指定（同条第3項の指定の更新を含む。ウ及び第19条において同じ。）の番号
 - (ウ) 法又は条例の規定に基づく過去5年間の行政処分及び過去1年間の行政指導の状況
 - ウ 工事受注者（条例第13条に規定する工事受注者をいう。以下同じ。）が、その建設工事に伴い生じる産業廃棄物の積替え、保管又は処分を県内で自ら行う場合（法第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の許可又は条例第20条第1項の指定を有しないときに限る。）にあつては、その積替え、保管又は処分を行う場所の現地の状況
- (2) 建設工事の請負契約の締結の後 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分の委託に当たり締結した委託契約書に記載されている事項（工事受注者が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。）
- (3) 建設工事に伴い生じた産業廃棄物の最終処分の終了後 次に掲げる事項
 - ア 法第12条の3第1項の規定により工事受注者が交付した産業廃棄物管理票及び同条第5項の規定により工事受注者が送付を受けた産業廃棄物管理票の写し（第12条において「産業廃棄物管理票等」という。）に記載されている事項（工事受注者が、その建設工事に伴い生じた産業廃棄物の運搬又は処分を委託した場合に限る。）

イ 次に掲げる事項（第1号のウに規定する場合に限る。）

（ア） 建設工事の名称

（イ） 建設工事の場所

（ウ） 処分を行った当該産業廃棄物の総量及びその種類ごとの数量

（エ） 当該産業廃棄物の積替え、保管又は処分を行った場所の現地の状況

（工事発注事業者の記録等）

第10条 工事発注事業者（条例第14条第1項に規定する工事発注事業者をいう。以下同じ。）は、その建設工事ごとに、前条各号に定める事項を、同条の規定による確認をした日の属する月の翌月の末日までに記録しなければならない。

2 前項の規定による記録の保存は、次によるものとする。

（1） 記録は、1年ごとに作成すること。

（2） 記録は、作成後事務所に5年間保存すること。

（工事発注事業者の講ずべき措置）

第11条 工事発注事業者は、条例第14条第3項に規定する場合には、支障の除去等の措置を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、工事発注事業者措置内容報告書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

（工事受注者の説明）

第12条 条例第16条第2項の規定による説明は、第9条各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める事項について行うものとする。この場合において、同条第2号に定める事項については同号に規定する委託契約書の写しを、同条第3号のアに掲げる事項については産業廃棄物管理票等の写しを、同号のイに掲げる事項については当該事項を記載した書面を工事発注事業者に交付して説明するものとする。

2 前項の規定による第9条第2号に定める事項の説明は、委託契約を締結した日から10日以内に行わなければならない。

3 第1項の規定による第9条第3号に定める事項の説明は、同号のアに掲げる事項にあつては法第12条の3第5項の規定により産業廃棄物管理票の写しの送付を受けた日から、同号のイに掲げる事項にあつては中間処理又は最終処分を行った日から、それぞれ10日以内に行わなければならない。

（土地所有者等の講ずべき措置）

第13条 条例第18条第1項に規定する土地所有者等は、同条第3項に規定する場合には、支障の除去等の措置を講ずるとともに、当該支障の除去等の措置を講じた日から14日以内に、土地所有者等措置内容報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

第3章 再生利用業者の指定

（再生利用業の指定の申請）

第14条 条例第20条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。第4項において同じ。）の規定による省令第9条第2号に規定する指定（以下「再生輸送業の指定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した再生輸送業指定申請書（様式第4号）により行うものとする。

（1） 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（2） 事業の範囲

（3） 事務所及び事業場の所在地

（4） 事業の用に供する施設の種類及び数量

（5） 積替え又は保管を行うときは、積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

ア 所在地

イ 面積

ウ 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

エ 第20条の規定により準用する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号のホの規定による積替えのために保管することができる産業廃棄物の数量

オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のロの（2）の（ロ）の環境省令で定める高さのうち最高のもの

（6） 指定産業廃棄物（条例第20条第2項第3号に規定する指定産業廃棄物をいう。以下同じ。）

の排出事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (7) 前号の指定産業廃棄物の処分について第3項に規定する再生活用業の指定を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに指定番号（指定を申請している場合にあっては、申請年月日）
 - (8) 再生品の利用方法
 - (9) 他に省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する指定を受けている場合にあっては、これらの指定に係る都道府県名又は市名及び指定番号（これらの指定を申請している場合にあっては、申請年月日）
 - (10) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項
- 2 前項の再生輸送業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 省令第9条の2第2項第1号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる書類及び図面
 - (2) 申請者が条例第20条第2項第2号のア及びイに該当しない者であることを誓約する書面
- 3 条例第20条第3項の規定による再生輸送業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第9条の2第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
- 4 条例第20条第1項の規定による省令第10条の3第2号に規定する指定（以下「再生活用業の指定」という。）の申請は、次に掲げる事項を記載した再生活用業指定申請書（様式第5号）により行うものとする。
- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 事業の範囲
 - (3) 事務所及び事業場の所在地
 - (4) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - (5) 事業の用に供する施設について法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
 - (6) 保管を行うときは、保管の場所に関する次に掲げる事項
 - ア 所在地
 - イ 面積
 - ウ 保管する産業廃棄物の種類
 - エ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(3)の規定による再生のために保管することができる産業廃棄物の数量
 - オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のロの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のもの
 - (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (8) 事業の用に供する施設から排出される産業廃棄物の種類及び量並びにその処分方法
 - (9) 第1項第6号及び第8号から第10号までに掲げる事項
- 5 前項の再生活用業指定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 省令第10条の4第2項第1号、第2号（最終処分場に係る部分を除く。次項において同じ。）、第3号、第6号及び第7号に掲げる書類及び図面
 - (2) 省令第9条の2第2項第6号から第9号まで及び第11号から第14号までに掲げる書類及び図面
 - (3) 第2項第2号に掲げる書類
- 6 条例第20条第3項の規定による再生活用業の指定の更新を申請する者は、前項第1号の規定にかかわらず、その内容に変更がない場合に限り、省令第10条の4第2項第1号から第3号までに掲げる書類又は図面の添付を要しないものとする。
- （再生利用業の指定の基準）
- 第15条 再生輸送業の指定に係る条例第20条第2項第1号（同条第4項及び条例第21条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬

容器その他の運搬施設を有すること。

- (2) 積替施設を有するときは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。
- (3) 申請者が、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (4) 申請者が、産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

2 再生活用業の指定に係る条例第20条第2項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の再生に適する処理施設を有すること。
- (2) 保管施設を有するときは、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。
- (3) 申請者が、産業廃棄物の再生を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- (4) 申請者が、産業廃棄物の再生を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

3 再生活用業の指定に係る条例第20条第2項第6号（同条第4項及び条例第21条第3項において準用する場合を含む。）の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 排出事業者から引き取られた指定産業廃棄物の大部分が再生に供されること。
- (2) 排出事業者との間で指定産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立され、かつ、その取引関係に継続性があることが確実であること。

（再生利用業の指定証）

第16条 知事は、再生輸送業の指定をしたとき又は条例第21条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、再生輸送業指定証（様式第6号）を交付しなければならない。

2 知事は、再生活用業の指定をしたとき又は条例第21条第1項の規定により当該事業の範囲の変更の指定をしたときは、再生活用業指定証（様式第7号）を交付しなければならない。

（再生利用業の事業範囲の変更の指定の申請）

第17条 条例第21条第2項の規定による再生利用業者に係る事業の範囲の変更の指定の申請は、次に掲げる事項を記載した再生利用業事業範囲変更指定申請書（様式第8号）により行うものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 指定の年月日及び指定番号
- (3) 変更の内容
- (4) 変更の理由
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
- (6) 変更に係る事業の用に供する施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けているときは、当該許可の年月日及び許可番号
- (7) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 省令第9条の2第1項第7号から第10号までに掲げる事項

2 第14条第2項及び第3項の規定は、指定産業廃棄物の収集又は運搬の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第2項第1号及び第3項中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。

3 第14条第5項及び第6項の規定は、指定産業廃棄物の処分の事業の範囲の変更の指定の申請について準用する。この場合において、同条第5項第1号及び第6項中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第3項の規定により読み替えて適用される省令」と、同条第5項第2号中「省令」とあるのは、「省令第10条の9第2項の規定により読み替えて適用される省令」と読み替えるものとする。

（再生利用業に係る変更の届出等）

第18条 条例第21条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称
- (2) 再生輸送業又は再生活用業の指定を受けた者に係る次に掲げる者
 - ア 法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人
 - イ 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執

行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)

ウ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

エ 政令第6条の10に規定する使用人

(3) 事務所及び事業場の所在地

(4) 事業の用に供する施設（運搬容器その他これに類するものを除く。）並びにその設置場所及び構造又は規模

(5) 再生輸送業の指定を受けた者にあつては、次に掲げる事項

ア 第14条第1項の再生輸送業指定申請書に記載した再生活用業の指定を受けた者

イ 積替え又は保管の場所に関する次に掲げる事項

(ア) 所在地

(イ) 面積

(ウ) 積替え又は保管を行う指定産業廃棄物の種類

(エ) 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定による積替えのために保管することができる指定産業廃棄物の数量

(オ) 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第1号のホの規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のロの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のもの

(6) 再生活用業の指定を受けた者にあつては、保管の場所に関する次に掲げる事項

ア 所在地

イ 面積

ウ 保管する指定産業廃棄物の種類

エ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(3)の規定による再生のために保管することができる指定産業廃棄物の数量

オ 第20条の規定により準用する政令第6条第1項第2号のロの(1)の規定によりその例によることとされる政令第3条第1号のロの(2)の(ロ)の環境省令で定める高さのうち最高のもの

2 条例第21条第4項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に、再生利用業廃止（変更）届出書（様式第9号）により行うものとする。

（欠格要件に係る届出）

第19条 条例第21条第5項の規定による届出は、法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至った日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 条例第20条第1項の指定の年月日及び指定番号

(3) 法第14条第5項第2号のイ（法第7条第5項第4号のイ又はチに係るものを除く。）又は法第14条第5項第2号のハからホまで（法第7条第5項第4号のイ若しくはチ又は法第14条第5項第2号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの（次号において「当該欠格要件」という。）

(4) 当該欠格要件に該当するに至った具体的事由及び年月日

2 条例第21条第6項の規則で定める者は、精神の機能の障害を有する状態となり再生利用業者の業務の継続が著しく困難となった者とする。

3 条例第21条第6項の規定による届出は、再生利用業者又はその者の法第14条第5項第2号のハに規定する法定代理人、同号のニに規定する役員若しくは使用人若しくは同号のホに規定する使用人が前項に規定する者に該当するに至った後、遅滞なく、第1項第1号及び第2号に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出して行うものとする。

4 知事は、前項の届出書の提出があつた場合において、第2項に規定する者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類の提出を求めることができる。

（指定産業廃棄物の処理に関する基準）

第20条 政令第6条第1項第1号（同号のロ、ニ及びヘに係る部分を除く。）及び第2号（同号のイ及びロに係る部分に限る。）の規定は、条例第22条の規則で定める基準について準用する。この場

合において、政令第6条中「産業廃棄物」とあるのは、「指定産業廃棄物」と読み替えるものとする。

(指定産業廃棄物処理計画書等の提出)

第21条 条例第24条第1項の規定による提出は、指定産業廃棄物処理計画書(様式第10号)により行うものとする。

2 条例第24条第2項の規定による提出は、指定産業廃棄物処理状況等報告書(様式第10号)により行うものとする。

第4章 廃棄物の処理施設の設置等に関する合意形成の手續

第1節 周辺地域の生活環境に対する配慮等

(関係住民)

第22条 条例第28条第2項の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 条例第28条第1項に規定する周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者
- (2) 前号に掲げる者のほか、条例第28条第1項に規定する廃棄物の処理施設の設置、変更又は維持管理に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者

(記録及び閲覧)

第23条 条例第29条の規定による記録、備置き及び閲覧は、次により行うものとする。

- (1) 条例第29条の規定による廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量の記録は、各月ごとに行うこと。
- (2) 記録は、次のアからウまでに掲げる記録する事項の区分に従い、当該アからウまでに定める日までに備え置くこと。
 - ア 廃棄物の処理施設において処理を行った廃棄物の種類及び数量 当該処理を行った日の属する月の翌月の末日
 - イ 次条第1号に掲げる事項 同号のウの測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日
 - ウ 次条第2号に掲げる事項 同号の点検を行った日の属する月の翌月の末日
- (3) 記録は、備え置いた日から起算して3年を経過する日までの間備え置き、閲覧に供すること。
- (4) 閲覧の求めがあった場合にあっては、正当な理由なしに閲覧を拒まないこと。

2 廃棄物の処理施設を設置する者で条例第29条各号に掲げるものは、法第8条の4の規定による記録(法第15条の2の4において準用する場合を含む。)をもって条例第29条に規定する記録の一部に代えることができる。

(廃棄物の処理施設を設置する者の記録する事項)

第24条 条例第29条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物の処理施設を設置することに伴い生じる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水の測定を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該測定を行った位置
 - イ 当該測定を行った年月日
 - ウ 当該測定の結果の得られた年月日
 - エ 当該測定の結果
- (2) 廃棄物の処理施設の点検を行った場合における次に掲げる事項
 - ア 当該点検を行った日
 - イ 当該点検の結果

(記録等を行うことを要する工事受注者)

第25条 条例第29条第4号の規則で定める者は、自らその産業廃棄物を運搬し、又は処分する工事受注者(同条第1号から第3号までに該当する者を除く。)とする。

第2節 事業計画協議

(事業計画協議を要しない者)

第26条 条例第31条ただし書の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 自ら排出した廃棄物のみを処理する処理施設を設置し、又は変更しようとする者で、条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとするもの
- (2) 移動式の廃棄物の処理施設(廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計し

たものをいう。)であって廃棄物の排出場所においてのみ使用するものを設置し、又は変更しようとする者で、条例第31条第1号、第2号、第4号、第6号、第8号若しくは第10号から第15号までに掲げる許可又は同条第17号若しくは第19号に掲げる指定の申請をしようとするもの

(3) 条例第31条第2号、第5号、第6号、第9号、第10号、第12号若しくは第15号に掲げる変更の許可又は同条第18号若しくは第19号に掲げる変更の指定の申請をしようとする者で、その変更により生活環境の保全上の支障を生じるおそれがないと知事が認める変更をしようとするもの

(4) 条例第31条第3号、第4号、第7号、第8号、第13号若しくは第14号に掲げる許可又は同条第16号若しくは第17号に掲げる指定の申請をしようとする者のうち、当該許可又は指定の更新の申請をしようとするもの

(5) 条例第31条第3号、第5号、第7号若しくは第9号に掲げる許可又は同条第16号若しくは第18号に掲げる指定の申請をしようとする者で、次のいずれにも該当するもの

ア 産業廃棄物の積替えを屋内のみで行う者

イ 特別管理産業廃棄物にあつてはその全量を容器を用いて屋内で保管し、特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物にあつてはその全量を容器を用いて、又は屋内で保管する者

(6) その他知事が認める者

(事業計画概要書)

第27条 条例第32条第1項に規定する事業計画概要書(以下単に「事業計画概要書」という。)は、様式第11号によるものとする。

(事業計画概要書の公表)

第28条 条例第33条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第32条第1項各号に掲げる事項

(2) 事業計画概要書の縦覧の場所、期間及び時間

2 前項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(事業計画概要書に対する意見書)

第29条 条例第34条の意見書は、様式第12号によるものとする。

(事業計画概要書に対する知事の意見の公表)

第30条 条例第35条の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第32条第1項各号に掲げる事項

(2) 条例第35条各号に掲げる事項についての知事の意見の概要

(3) 条例第35条の規定による通知をした年月日

2 第28条第2項の規定は、条例第35条の規定による公表について準用する。

(事業計画概要説明会の開催通知)

第31条 条例第36条第3項の規定による通知は、事業計画概要説明会開催通知書(様式第13号)により行うものとする。

(事業計画概要説明会終了報告書の記載事項等)

第32条 条例第37条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 廃棄物の処理施設の設置の場所

(3) 廃棄物の処理施設の種類

(4) 処理を行う廃棄物の種類(当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

(5) 廃棄物の処理施設の処理能力(廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 事業計画概要説明会(条例第32条第1項第9号に規定する事業計画概要説明会をいう。以下この条において同じ。)の周知に関する次に掲げる事項

ア 周知の方法

イ 周知をした地域

ウ 周知をした期間

(7) 事業計画概要説明会の開催に関する次に掲げる事項

ア 日時及び場所

イ 参加者数

ウ 説明内容及び説明方法並びに説明を行った者の氏名及び役職名

エ 質疑の概要

オ 説明会の全部又は一部を開催しなかった場合にあっては、その理由

2 条例第37条第1項に規定する事業計画概要説明会終了報告書（以下この条において単に「事業計画概要説明会終了報告書」という。）は、様式第14号によるものとする。

3 事業計画概要説明会において説明のために使用した資料があるときは、その写しを事業計画概要説明会終了報告書に添付しなければならない。

4 第28条第1項及び第2項の規定は、条例第37条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第28条第1項第2号中「事業計画概要書」とあるのは、「事業計画概要説明会終了報告書」と読み替えるものとする。

5 条例第37条第3項の意見書は、様式第15号によるものとする。

（事業計画書の記載事項等）

第33条 条例第38条第1項第7号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

（1）廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画

（2）廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

（3）廃棄物の最終処分場の事業計画（条例第31条に規定する事業計画をいう。）の場合にあっては、災害防止のための計画及び最終処分場を廃止した後の当該最終処分場の跡地の利用に関する計画

（4）廃棄物の処理施設に係る廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項

（5）廃棄物の処理施設の設置の場所に係る法令等による土地利用に係る規制の状況に関する事項

（6）条例第31条第1号、第2号、第11号又は第12号に掲げる許可の申請をしようとする場合にあっては、法第8条第3項又は第15条第3項に規定する調査の実施方法に関する事項

（7）廃棄物の処理に伴い生じる廃棄物の種類及び処理の方法に関する事項

2 前項第1号の廃棄物の処理施設の維持管理に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

（1）排ガスの性状、放流水の水質等について対象周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

（2）排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

（3）その他廃棄物の処理施設の維持管理に関する事項

3 第1項第2号の廃棄物の処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項として記載すべきものは、次のとおりとする。

（1）廃棄物の処理施設の位置

（2）廃棄物の処理施設の処理方式

（3）廃棄物の処理施設の構造及び設備

（4）処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）

（5）設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値

（6）悪臭の発散並びに著しい騒音及び振動の発生を防止するための措置

（7）その他廃棄物の処理施設の構造等に関する事項

4 事業計画者は、条例第31条各号に掲げる許可又は指定の申請に係る添付書類のうち知事が必要と認めるものを事業計画書に添付しなければならない。

5 条例第38条第1項に規定する事業計画書は、様式第16号によるものとする。

（事業計画書の公表）

第34条 条例第39条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）条例第38条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号までに掲げる事項

（2）事業計画書の縦覧の場所、期間及び時間

2 第28条第2項の規定は、条例第39条第1項の規定による公表について準用する。

（事業計画説明会の開催通知）

第35条 条例第40条第2項の規定による通知は、事業計画説明会開催通知書（様式第13号）により行うものとする。

（事業計画に対する意見書）

第36条 条例第41条の意見書は、様式第17号によるものとする。

（見解書）

第37条 条例第42条第1項に規定する見解書は、様式第18号によるものとする。

- 2 第28条第2項及び第34条第1項の規定は、条例第42条第5項の規定による公表について準用する。この場合において、第34条第1項第2号中「事業計画書」とあるのは、「見解書及び意見書の写し」と読み替えるものとする。

（見解書に対する意見書）

第38条 条例第43条の意見書は、様式第15号によるものとする。

（事業計画に対する知事の意見の公表）

第39条 第28条第2項及び第30条第1項の規定は、条例第44条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第30条第1項第1号中「第32条第1項各号」とあるのは「第38条第1項第1号から第6号まで及び第8号から第11号まで」と、同項第2号中「第35条各号」とあるのは「第44条第1項各号」と、同項第3号中「第35条」とあるのは「第44条第1項」と読み替えるものとする。

（公聴会）

第40条 知事は、条例第45条の規定により公聴会を開催しようとするときは、その期日の3週間前までに、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公告するとともに、意見を聴く必要があると認めた者にその旨を通知しなければならない。

- 2 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。
- 3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の10日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出をした者のうちから公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の3日前までに、指定した者にその旨を通知するものとする。
- 5 公聴会においては、前項の規定による指定を受けた者以外の者は、意見を述べることができない。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。
- 6 公聴会において意見を述べる者が意見を聴こうとする案件の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 7 議長は、公聴会の終了後遅滞なく、公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

（最終見解書）

第41条 条例第46条第1項に規定する最終見解書は、様式第19号によるものとする。

- 2 第28条第2項及び第37条第2項の規定は、条例第46条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第37条第2項第2号中「見解書及び意見書の写し」とあるのは「最終見解書」と読み替えるものとする。

（事業計画変更届出書）

第42条 条例第47条第1項の規定による事業計画の変更の届出は、事業計画変更届出書（様式第20号）により行うものとする。

（事業計画廃止届出書）

第43条 条例第48条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、事業計画廃止届出書（様式第21号）により行うものとする。

- 2 条例第48条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

（1） 条例第38条第1項第1号から第4号までに掲げる事項

（2） 条例第48条第1項の規定による事業計画の廃止の届出のあった年月日

- 3 第28条第2項の規定は、条例第48条第2項の規定による公表について準用する。

第5章 雑則

（身分を示す証明書）

第44条 条例第53条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、様式第22号によるものとする。

(実績報告)

第45条 条例第54条第1項の規定による報告は、条例第2条第4号のア及びウに掲げる者にあつては産業廃棄物運搬実績報告書(様式第23号)、同号のイ及びエに掲げる者にあつては産業廃棄物処分実績報告書(様式第24号)により行うものとする。

2 条例第54条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処分実績及び施設状況報告書(様式第25号)により行うものとする。

(準多量排出事業者の産業廃棄物の減量等に関する計画)

第46条 条例第55条第1項の規定による計画の提出は、次に掲げる事項を記載した産業廃棄物処理計画書(様式第26号)により行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 計画期間

(3) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項

(4) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(5) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

(6) 産業廃棄物の分別に関する事項

(7) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

(8) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

(9) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

(10) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

2 条例第55条第2項の規定による報告は、産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第27号)により行うものとする。

3 条例第55条第3項の規定による公表は、同条第1項の規定による計画の提出及び同条第2項の規定による報告を受けた後、速やかに、インターネットの利用により公表することにより行うものとする。

(工事発注事業者及び工事受注者の講ずべき措置に係る適用除外)

第47条 条例第56条の規則で定める団体は、公益財団法人長野県下水道公社とする。

(補則)

第48条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和47年長野県規則第1号)第5条の規定により提出されている再生利用産業廃棄物収集運搬業指定申請書又は再生利用産業廃棄物処分業指定申請書は、それぞれ第14条第1項の規定により提出された再生輸送業指定申請書又は同条第3項の規定により提出された再生活用業指定申請書とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成23年3月31日規則第11号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第46条第4項を改め、同項を同条第3項とする改正規定(同条第4項を改める部分に限る。)は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成25年4月4日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月7日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月12日規則第30号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されている身分を示す証明書は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

附 則（令和6年3月7日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）第54条第1項の規定による令和5年度における産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分に関する報告及び同条第2項の規定による同年度における産業廃棄物の処分及び当該産業廃棄物処理施設の状況に関する報告については、この規則による改正後の廃棄物の適正な処理の確保に関する条例施行規則様式第23号から様式第25号までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

（様式第1号）

（第7条関係）

一部改正〔平成29年規則41号〕

（様式第2号）

（第11条関係）

（様式第3号）

（第13条関係）

（様式第4号）

（第14条関係）

一部改正〔平成23年規則11号・25年42号・27年28号〕

（様式第5号）

（第14条関係）

一部改正〔平成23年規則11号・25年42号・27年28号〕

（様式第6号）

（第16条関係）

一部改正〔平成27年規則28号〕

（様式第7号）

（第16条関係）

一部改正〔平成27年規則28号〕

（様式第8号）

（第17条関係）

一部改正〔平成23年規則11号・25年42号〕

（様式第9号）

（第18条関係）

（様式第10号）

（第21条関係）

（様式第11号）

（第27条関係）

一部改正〔平成29年規則41号〕

（様式第12号）

（第29条関係）

一部改正〔平成29年規則41号〕

（様式第13号）

(第31条、第35条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第14号)
(第32条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第15号)
(第32条、第38条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第16号)
(第33条関係)
一部改正〔平成23年規則11号・29年41号〕
(様式第17号)
(第36条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第18号)
(第37条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第19号)
(第41条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第20号)
(第42条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第21号)
(第43条関係)
一部改正〔平成29年規則41号〕
(様式第22号)
(第44条関係)
全部改正〔令和4年規則8号〕
(様式第23号)
(第45条関係)
全部改正〔令和6年規則4号〕
(様式第24号)
(第45条関係)
全部改正〔令和6年規則4号〕
(様式第25号)
(第45条関係)
全部改正〔令和6年規則4号〕
(様式第26号)
(第46条関係)
全部改正〔平成23年規則11号〕
(様式第27号)
(第46条関係)
全部改正〔平成23年規則11号〕